

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 25 年 1 2 月 2 6 日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市条例第 2 0 号

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 36 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表（第 2 条関係）				別表（第 2 条関係）			
区分		支給 単位	報酬の額	区分		支給 単位	報酬の額
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
(2)	識見を有する者の中から選任された委員	月額	<u>110,000円</u>	(2)	識見を有する者の中から選任された委員	月額	<u>82,000円</u>
	議会の議員の中から選任された委員	月額	30,000円		議会の議員の中から選任された委員	月額	30,000円
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>

附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。